定　　款

株式会社豆蔵デジタルホールディングス

第１章　　総　　則

（商号）

第1条　　当会社は、株式会社豆蔵デジタルホールディングスと称し、英文では、MAMEZO DIGITAL HOLDINGS CO.，LTD．と表示する。

（目的）

第2条　　当会社は、次に掲げる事業を営むこと、および次に掲げる事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の経営管理およびこれに附帯する業務を行うことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアおよびハードウェアの開発、販売、賃貸、技術提供、保守、販売代理店業
2. 情報処理、情報提供に関するサービスの提供
3. インターネットサイトの制作、およびインターネットを利用した情報提供、販売業務を含むインターネット附随サービスの提供
4. 各種ロボット、およびこれらの部品、設備に関する企画、研究、設計、改造、組立、製造、設置、点検、修理、販売、保守および輸出入
5. 工作機械、搬送機械装置、各種電気機器及び電子機器の制御盤、操作盤、試験装置、計測機器等の設計、開発、製作、販売、保守及び施工、
6. 市場の調査・開拓、技術の開発、企業経営のコンサルティング、業務の改善ならびに各種事務機器についての指導および斡旋
7. 研修・教育事業
8. 電子部品、デバイス、電子回路、電気および電化機器のプレート基板、プリント基板等の製造
9. 出版物、印刷物および映像物の制作および販売
10. 有料職業紹介事業および労働者派遣事業
11. 古物売買業
12. 金銭の貸付、債務の保証および引受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業、有価証券の保有と運用
13. 物品賃貸業

14. 広告宣伝業および広告代理業
15. 前各号に関する調査、研究、コンサルティング、技術サポート、研究会・セミナー等の企画運営前各号に附帯関連する一切の業務
16. 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とする。

（単元株式数）

第7条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第9条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（自己の株式の取得）

第10条　当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２ 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を

行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第19条　株主総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章　　取締役および取締役会

（員数）

第20条　当会社の取締役は、14 名以内とする。

（選任方法）

第21条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役がこれを招集し、取締役社長が議長となる。

2　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会の議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の

過半数をもって行う。

2　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第27条　取締役会の議事については、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに署名し、もしくは記名押印し、または法令の定めるこれらに代わる措置をとる。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除および責任限定）

第30条　当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、同法第 423 条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができ

る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（員数）

第31条　当会社の監査役は、4名以内とする。

（選任方法）

第32条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第33条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必

要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

（監査役会規程）

第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除および責任限定）

第40条　当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第６章　　計　　算

（事業年度）

第41条　　当会社の事業年度は、毎年4月１日から翌年3月 31 日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第42条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第43条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。

２　　当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

３　　前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第44条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

履歴

（制定）2020 年 10 月８日
（改定）2021 年１月 18 日
（改定）2022 年６月 17 日
（改定）2023 年６月 19 日
（改定）2023 年９月 19 日
（改定）2023 年 10 月 1 日
（改定）2024 年 3 月 29 日
（改定）2024 年 3 月 30 日
（改定）2024 年 4 月 15 日

（改定）2024 年 6 月 28 日